

# 屋根上等からの墜落・転落災害防止対策について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室 技術審査官 しげの ほくと 繁野 北斗

## 1. はじめに

本稿では、建設業における労働災害発生状況のほか、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（令和5年6月閣議決定）と、墜落・転落による労働災害を防止するための対策をまとめた「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」（令和6年3月策定）の概要について紹介します。

令和5年の建設業における労働災害は、死亡者数が223人、休業4日以上死傷者数が14,414人となりました（図-1、2）。建設業における労働災害は、長期的には減少傾向にありますが、死亡者数はいまだに業種別において最多です。中でも墜落・転落による災害は、死亡者数の約4割を占め（図-3）、その内訳をみると「屋根、はり、もや、けた、合掌」からの墜落・転落が20%、「足場」からが19%、「建築物、構築物」が10%と続いています（図-4）。

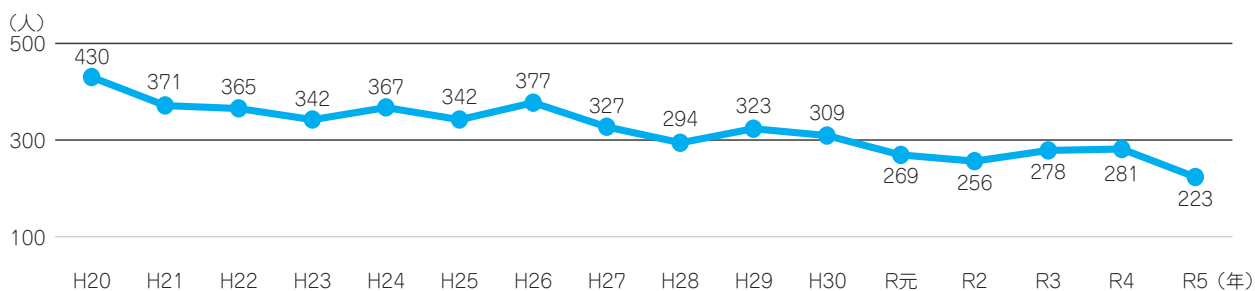


図-1 建設業における死亡災害発生状況

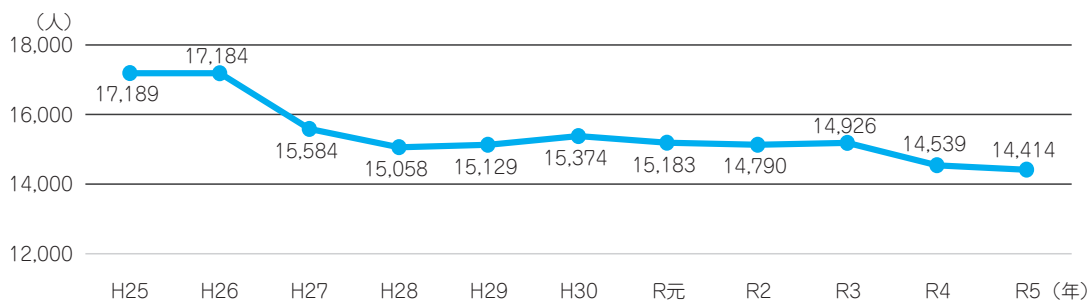


図-2 建設業における休業4日以上死傷災害発生状況

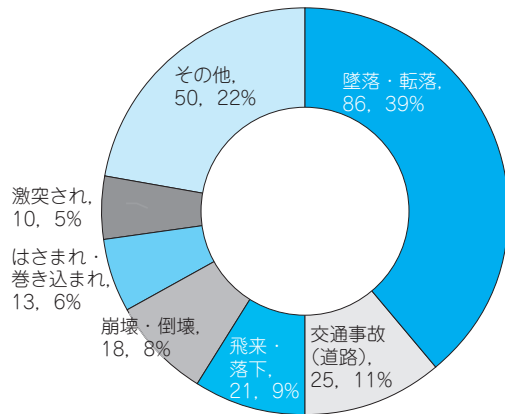


図-3 建設業における死亡災害の事故の型別内訳 (令和5年)

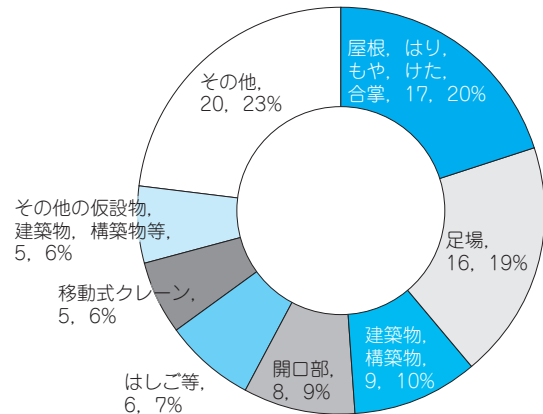


図-4 建設業における墜落・転落による死亡災害の起因物別内訳 (令和5年)

## 2. 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画

このような状況等を踏まえ、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づき平成29年6月に策定された「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」について、令和5年6月に変更、閣議決定されました。この計画では、「墜落・転落災害防止対策の充実強化」を柱の一つとして掲げており、足場からの墜落・転落災害防止対策の強化を内容とする改正労働安全衛生規則を含む労働安全衛生法令の遵守徹底のほか、屋根上等からの墜落・転落災害を防止するためのマニュアルの作成・普及等を図ることとしています。

## 3. 屋根上等からの墜落・転落災害防止対策

ここでは、「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」の一部を紹介します。詳細は右の二次元コードより確認ください。



- (1) 屋根上でのリフォーム等作業における足場の設置が困難な場合の安全対策（親綱方式）  
労働安全衛生規則では、屋根上でのリフォーム

等作業など、足場の設置が困難な場所においては、代替の安全対策として「墜落制止器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止する措置を講じなければならない。」と規定されています。墜落制止器具を使用するには、安全に取り付けるための設備を設けなければならない。親綱方式では、地上から墜落制止器具を安全に取り付けるための主綱（最初に設置する親綱）の設置が可能となります。

### ① 屋根形状による親綱の設置

屋根の形状などに応じて、次の点に留意し、親綱の設置位置などをアレンジして施工する必要があります。

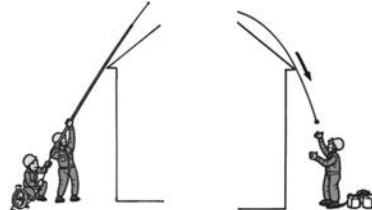
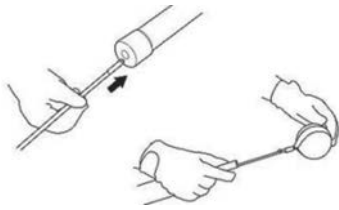
- 1) 作業者の移動や施工場所を考えてできるだけ作業しやすい位置に設置すること。
- 2) 特に主綱は屋根に昇降する位置を十分考えて設置すること。
- 3) 親綱がずれて屋根から抜けたりしないよう設置位置や方向に注意すること。

### ② 地上からの主綱設置の手順

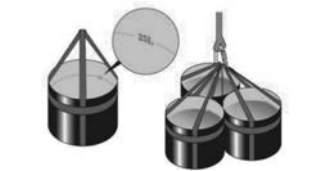
地上から主綱を設置する手順で作業をすることで、作業開始から終了時まで、作業者と親綱との連携状態を確保することができます。実施手順は図-5のとおりです。

その他、屋根への昇降と安全ブロック等の取付手順や、親綱の設置手順はマニュアル本文（前記

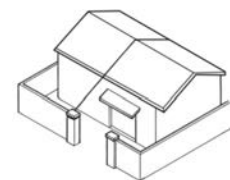
- ① 準備作業  
操作棒にパイロットラインを通し、ラインの先端にガイドボールを接続する。
- ② パイロットラインの送出し  
操作棒を伸長し、パイロットラインを屋根の反対側に延線する。
- ③ 主網とパイロットラインの連結  
主網の先端側とパイロットラインをビニールテープ等で連結する。



- ④ 主網の端部を固定  
主網のパイロットラインと連結していない端部を堅固な構造物等に固定する。
- ⑤ パイロットラインの引戻し  
主網の先端側とパイロットラインをビニールテープ等で連結し、パイロットラインを屋根の手前側に引き戻す。
- ⑥ 主網の他端を固定  
パイロットラインから外した主網をウエイトバケットにカラビナ等で連結する。また、堅固な構造物に連結する方法もある。



固定の例（ウエイトバケットの場合）



固定の例

図-5 地上からの主網設置手順

二次元コード)を参照ください。

## (2) はしご・脚立等を使用する作業の安全対策

はしご・脚立等を安全に使用するには、変形・へこみ・損傷のない機材を正しく設置し、不安全行動を行わないことが重要です。次の事項を確認の上、使用してください。

- ・変形・へこみ・損傷がないか、可動部分は正しく機能するか確認する。
- ・製造者が作成したマニュアルを確認し遵守する。
- ・ぐらつきや傾きのないように設置する。
- ・はしごや脚立等に乗るときは、必ず墜落時保護用の保護帽を着用する。
- ・昇降は3点確保（手と足の計4点のうち常に3点をはしごから離さずに体を確保すること）に

より行い、使用時は身を乗り出さない。

- ・脚立や可搬式作業台においては、作業位置が移動する場合は、手間を惜しまずに、こまめに設置位置を作業位置の近傍に移動させ、無理な姿勢での作業を行わないようにする。

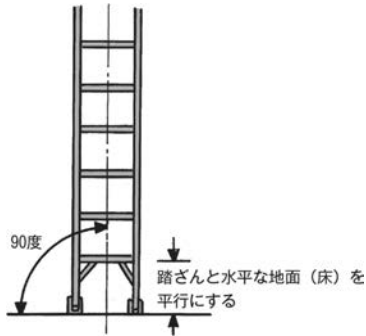
### ① はしごの正しい使い方

はしごの正しい使い方のうち、はしごの設置のポイントを紹介します。はしごの使用のポイントについては、マニュアル本文(前記二次元コード)を参照ください(図-6)。

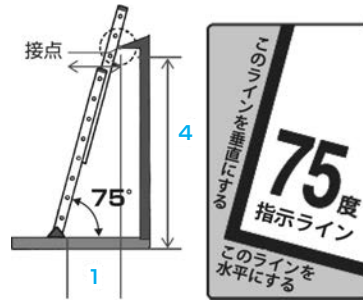
### ② 脚立の正しい使い方

脚立の正しい使い方のうち、脚立の設置のポイントを紹介します。脚立の使用のポイントについては、マニュアル本文(前記二次元コード)を参照ください(図-7)。

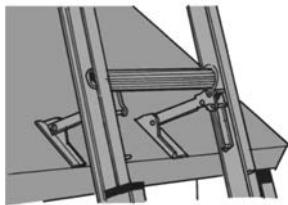
- ① 軟弱地盤、傾斜地、滑りやすい地盤を避け、昇降面左右方向に対して鉛直に設置する。



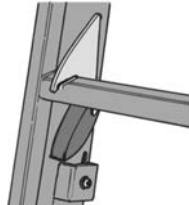
- ② はしごの設置角度は75度前後とする。  
75度を確認するには以下の方法がある。  
ア 製品に表示された指示ラベルを利用する。  
イ スマホなどの角度計アプリを利用する。  
ウ 上端の地上からの高さに対し下端をその1/4の水平距離とする。



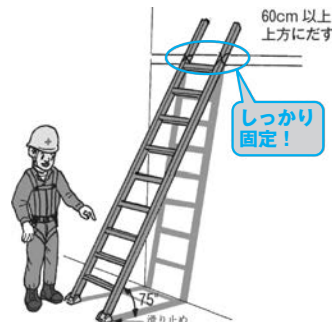
- ③ 屋根等の場合は突出しは60cm以上とする。  
④ はしごを固定する。



屋根用金具で安定させる一例



ロック金具の一例



はしごの固定の一例



安定性補助金具で安定させる一例

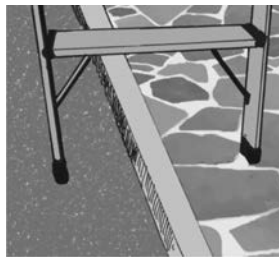
図-6 はしご設置のポイント

- ① 作業箇所尽可能限り近接したところに設置する。



脚立の設置位置が不適切

- ② 軟弱地盤、過度な傾斜地、段差のある箇所には設置しない。



段差のある箇所には設置しない

- ③ 脚立の脚の下に台や箱等を挟まない。



台や箱に載せて使用しない

- ④ その他の設置のポイント

- ア 開き止めや伸縮機構のロックを確実に行う。  
イ 人や物の出入り口やドアの前等に設置しない。  
ウ 天板が水平にならない場所には設置しない。



開き止めのロックの例



伸縮脚のロック機構の例



ドアの前に設置しない



天板が水平にならない場所には設置しない

図-7 脚立の設置のポイント